

ガソリン容器の基準が変更！

消防庁次長通知 消防危第 249 号（令和 5 年 9 月 19 日） 告示第 68 条の 4 関係

従来、ガソリン携行缶は金属製と限定されていましたが、消防法の改正により **令和 6 年 3 月 1 日** から一部のプラスチック製容器についても消防法適合の運搬容器として認められることとなりました。

新たに認められるプラスチック容器

- ① 容器に **UN 表示** 及び容器記号 **3H1** が記載されていること

UN 表示



UN 表示 SH1 の記載例



- ② 容積（容量）が **10 リットル以内** であること

（10 リットルを超えるプラスチック製携行缶も販売されていますが、それらは**消防法違反**となりますので注意が必要です。）

ガソリン用プラスチック製運搬容器の最大容量は、危規則別表第 3 の 2 により 10 リットル（プラスチック容器・危険等級 II）とされています。

- ③ 当該容器は**製造日から 5 年以内**のものであること

（製造日から 5 年を経過したものは危険物運搬容器として認められません。）

ガソリン用プラスチック製運搬容器の概要

○ 運搬容器の概要（A 社製）

内 容 量 : 5 リットル、10 リットル
材 質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン（第四類第一石油類、危険等級 II）
製 造 国 : カナダ
UN 表示 : 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））



○ 運搬容器の概要（B 社製）

内 容 量 : 5 リットル
材 質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン（第四類第一石油類、危険等級 II）
製 造 国 : 中華民国
UN 表示 : 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））

